

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ

号外(一) 令和四年一月十九日

告示

岐阜県告示第十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 一 (一) (四) プロモフェニル(エチル)ピペリジン 四 イル 一・三 シヒドロニ H ベンソ「d」イミタゾール ニ オン及びその塩類(通称 B rorphine)
 - 2 五 (シクロヘキシルメチル) ニ (ニ) フェニルプロパン ニ イル ニ・五 シヒドロニ H ビリド「四・三 b」インドール ニ オン及びその塩類(通称 CUMYL CH MEGACLONE、CUMYL CH MEGACLO NE、CH M SGT 一五)
 - 3 メチルニ「七 アザ 一 (五) フルオロペンチル) 一 H インドール 三 カルボキサミド」三・三 ジメチルブタノアイト及びその塩類(通称 5F MDMB P7AICA)
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある認められるため。
- 三 指定の効力が発生する日

令和四年一月二十日

令和四年一月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社